

## 【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業等に関するQ&A 平成30年7月30日版】

	ご質問	回答
1	<p>くらしいきいき教室</p> <p>平成30年3月16日総合事業説明会資料にて、通所サービスを新規に利用しようとする際には、「くらしいきいき教室」を最初に利用することを推奨するとあるが、推奨とは？</p>	<p>くらしいきいき教室は、訪問・通所を一体的にサービス提供するものです。通所と訪問が同一事業所であることにより、生活の場を踏まえた上での、通所の支援が可能となります。訪問・通所の一体的な支援がより効果的であるとわかってきたことから、利用を推奨します。ただし、十分なケアマネジメントの結果、その他の通所サービスが有効であると認められる場合には、この限りではありません。</p>
2	<p>くらしいきいき教室</p> <p>平成30年3月16日総合事業説明会資料にて、「くらしいきいき教室」のサービス提供期間を原則3カ月とし、6カ月を限度とする、とあるが、原則とは？</p>	<p>くらしいきいき教室は短期集中の事業ということで3か月、週2回を基本としました。しかし、様々なケースがあると思いますので、十分なケアマネジメントの結果、ケースに応じて、期間・頻度の設定をお願いします。</p>
3	<p>くらしいきいき教室</p> <p>平成30年4月3日版「桑名市くらしいきいき教室に関するQ&amp;A」の訂正</p> <p>くらしいきいき教室の利用途中において、通所サービスの回数を変更する際、地域生活応援会議の必要があるのか。</p>	<p>地域生活応援会議の必要はございません。ただし、<b>くらしいきいき教室の利用途中においてサービス回数の変更が必要な理由書</b>を変更後の回数がわかる部分のコピー（週間プラン、ケアプランなど）を市の窓口まで提出してください。</p>
4	<p>くらしいきいき教室</p> <p>「くらしいきいき教室」をプランに位置づけ、サービス提供期間を原則の3カ月に設定していたが、期間内に目標が達成できず期間の延長が必要となった場合（目標は同じ、くらしいきいき教室利用期間のみの延長、最大6カ月まで）の、ケアプランの再作成は必要か？</p>	<p>利用上限が6カ月である「くらしいきいき教室」の期間延長については、「軽微な変更」と同等の扱いとします。</p> <p>そこで、目標の変更はないが、期間の延長が必要と判断した理由等を記録しておいてください（「支援の経過」「介護予防支援・サービス評価表」など）。そのうえで、期間変更したケアプランについて、利用者・家族に説明し、同意を得たうえで、コピーを渡してください。</p> <p>なお、そのケアプラン及び理由の記載された部分のコピーを担当包括へ提出してください。（担当包括→市へ）</p>
5	<p>いきいき訪問</p> <p>事業対象者として「いきいき訪問」1回目を利用後、支援の中で福祉用具レンタルが必要と判断し、介護申請をおこなった。結果、介護1となったが、特別給付で利用継続は可能か？</p>	<p>お見込みのとおり</p>